

「戸籍謄本等の第三者請求について」のフォローアップ

< 情報提供に対する改善措置状況 >

情報収集の背景

- 戸籍謄本等の第三者請求※で必要のない委任状の提出を求められたなどの行政相談を受付
- 令和6年4月から相続登記の申請が義務化。戸籍の確認が増えることが見込まれたため、市町村ホームページ上の案内などについて情報収集

※ 戸籍に記載されている配偶者や直系親族以外の者（第三者）による自己の権利行使等を目的とした請求。代理人による請求とは異なる。

情報収集結果（令和6年3月公表）

○ 当局管内5県（愛知、岐阜、三重、石川、富山）の全159市町村のホームページにおける戸籍謄本等の第三者請求に関する案内を確認したところ、次のような記載があった。

- ① 委任状が必要であるとの誤解を招く表現がされているもの
- ② 第三者請求ができることが分かりづらくなっているもの
- ③ 必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあることを記載していないもの
- ④ 疎明資料の範囲を限定しているもの

◎ 戸籍法等の内容

- 自己の権利行使等を目的とする場合は、第三者であっても戸籍謄本等の交付を請求できる。その際、委任状は必要ない。
- 第三者は、権利等が発生する原因となった具体的な事実等を明らかにして請求しなければならない。また、必要に応じて疎明資料の提出が求められる。

※ 情報収集結果を令和6年3月14日に名古屋法務局へ提供（同日、総務省本省から法務省本省へ情報提供）

✓ 法務省の対応

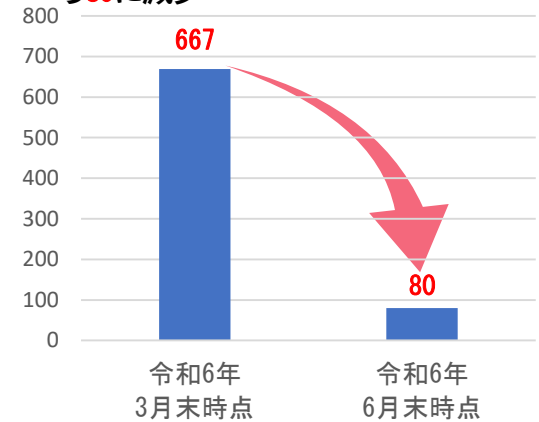
情報提供を受けた法務省本省は、令和6年3月に全国の法務局・地方法務局に以下を依頼

- (1) 市区町村ホームページにおける左記①～④の記載の有無の確認
- (2) 不適切な記載についての市区町村への助言

加えて、令和6年4月以降定期的に市区町村のホームページの改善状況について、フォローアップを実施

💡 改善状況

○ ホームページ上で不適切な記載をしていた全国の市区町村数は、667から80に減少



法務省本省は、今後もフォローアップを継続する方針

中部管区行政評価局
評価監視キャラクター
じょーじくん



<本件照会先>
総務省中部管区行政評価局
評価監視部 第3評価監視官 若山
TEL: 052-972-7429